

平成19年10月26日
農 林 水 産 省
経 済 産 業 省

海外商品取引業者に対する行政処分について

【概要】

海外商品取引業者である株式会社日本インベストメントプラザ（本社：東京都江東区）に対して行った報告徴収の結果、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和57年法律第65号。以下「法」という。）第11条第1項に該当する事実が認められたため、本日、行政処分を行った。

なお、処分の概要は下記のとおりである。

記

1．処分内容

（1）法第11条第1項の規定に基づく処分

海外商品市場における先物取引の受託等に関する業務の停止（ただし、取引の決済を結了させる場合を除く。）

平成19年11月3日（土）から平成20年11月2日（日）まで（1年）

2．処分理由

平成19年9月12日に同社に対して法第12条第1項に基づく報告を求めた結果、次のとおり法第11条第1項の規定に該当する事実が認められた。

（1）法第4条に規定する海外先物契約の締結前における書面の交付に関し、当該書面に記載すべき事項として海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律施行規則（昭和58年通商産業省令第3号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定する事項について、法令違反が認められた。

規則第2条第1項第2号違反

- ・ ロンドン国際金融先物取引所（以下「LIFFE」という。）ニューヨーク

商業取引所（以下「NYMEX」という。）ニューヨーク商品取引所（以下「NYBOT」という。）及びシカゴ商品取引所（以下「CBOT」という。）の海外先物契約に係る売付け又は買付けを行う者の記載に虚偽があった。

規則第2条第1項第5号違反

- ・ LIFFE、NYMEX、NYBOT及びCBOTの海外先物契約に係る保証金の価額の記載に虚偽があった。

規則第2条第1項第6号違反

- ・ LIFFE、NYMEX、NYBOT及びCBOTの海外先物契約に係る手数料の料率の記載に虚偽があった。

(2) 法第5条第1項に規定する海外先物契約の締結に係る書面の交付に関し、当該書面により明らかにすべき事項として同項並びに規則第3条及び第4条に規定する事項について、法令違反が認められた。

法第5条第1項第1号違反

- ・ 先物取引の期限の記載がなかった。

規則第4条第1項表第1号違反

- ・ 海外商品市場を開設するものの名称及び当該海外市場の開設地の記載に虚偽があった。

規則第4条第1項表第4号違反

- ・ 相場の表示に用いる外国通貨の単位及び本邦通貨の換算方法の記載がなかった。

規則第3条第2号違反

- ・ 海外先物契約に係る売付け又は買付けを行う者の記載に虚偽があった。

(3) 法第5条第2項に規定する顧客の売買指示に係る書面の交付に関し、当該書面により明らかにすべき事項として規則第5条に規定する事項について、法令違反が認められた。

規則第5条違反

- ・ 顧客の売買指示の内容を明らかにする書面を顧客に対し交付していなかった。

(4) 法第6条に規定する保証金の受領に係る書面の交付に関し、法令違反が認められた。

規則第6条違反

- ・ 取引保証金預り証は交付されているものの、規則第6条に適合する受領に係る書面は交付されていないかった。

(5) 法第7条に規定する成立した先物取引に係る書面の交付に関し、当該書面により明らかにすべき事項として規則第7条に規定する事項について、法令違反が認められた。

規則第7条違反

- ・ NYMEX及びCBOTに係る商品について、海外先物契約に係る売付け又は買付けを行う者に委託の媒介、取次ぎ又は代理を行っていないにもかかわらず、当該行為を行ったものとして当該書面により明らかにすべき事項を記載し

ており、当該書面の記載に虚偽があった。

規則第7条第1号及び第3号違反

- ・ ロンドンインターコンチネンタル取引所（ICE）に係る商品の成立した先物取引に係る書面の交付について、海外商品取引業者の代表者の氏名及び顧客の住所の記載がなかった。

(6) 法第10条に規定する海外商品取引業者の不当な行為等の禁止に関し、法令違反が認められた。

法第10条第6号違反

- ・ 海外先物契約に基づく売付け若しくは買付け又はその注文をしないで、自己がその相手方となって売買を成立させていた。

規則第8条第10号違反

- ・ 海外先物契約の締結又は顧客の売買指示の勧誘につき、虚偽の表示をしていた。

【問い合わせ先】

農林水産省総合食料局商品取引監理官

商品投資事業班 山田（啓） 井田

電話 03-3502-2126（直通）

当資料のホームページ掲載先

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

経済産業省商務情報政策局商務課

担当者 成瀬

電話 03-3501-1511（内線 4211）

03-3501-6683（直通）